

ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅 (中央3-13-5)

問い合わせ ふれあい福祉相談センター
☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
◎一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00
◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)		
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00
◇不動産相談	毎月第3水曜	
◎障害児者相談	毎月第3木曜	
保険・年金相談	毎月第4水曜	
◎女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	10:00～16:00

◇9・11月は司法書士が応相談。
◎電話による相談も可。
*法律相談は予約制。月初めから受付。
無料ででの相談は一人1回です。

行政相談

国の行政への苦情や相談を受け付けます。
問い合わせ 行政相談委員 黒崎 耕二
(忠海中町) ☎ 26-0607

県民相談

日時 毎週水曜日 9時15分～12時、13時～16時 場所 広島県東広島庁舎1階 (東広島市西条昭和町13-10)
問い合わせ 西部地域県民相談室東広島支所 ☎ 082-422-6911

地域包括支援センター

相談内容	曜日	時間
高齢者 総合相談	月～金	8:30～17:00 (土・日曜日は、要望により対応)
介護家族 相談会	偶数月の 第3火曜日	13:30～15:00

場所 ふくしの駅 (中央3-13-5)
問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

いのちのホットライン竹原

場所 ふれあい館ひろしま
(中央二丁目4-3) 9時～18時
問い合わせ いのちのホットライン竹原
☎ 22-9102 ※9/14(日)は休みです。

出張年金相談日

日時 9月10日(水) 10時～15時30分
場所 福祉会館2階会議室
問い合わせ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

人権相談所

日時 9月18日(木) 10時～12時、13時～15時
場所 人権センター
問い合わせ 広島法務局東広島支局 ☎ 082-423-7707

「人権啓発講座」

日時 10月4日(土)
13時30分～15時
場所 市勤労青少年ホーム
3階軽運動場

講師 特定非営利活動法人多文化共生マネージャー全国協議会
事務局長 とき ひかる 時光 さん
演題 「中国の習慣や文化について学ぼう語りあおう～お互いを知ることから始まる人権尊重～」
※講演とともにワークショップも行います。

定員 30人
参加費 無料
問い合わせ 人権センター
☎ 22-3726



消費生活相談室便利

「リコール」をご存知ですか？

リコール(回収)とは？

事故の再発を防ぐため、製造事業者が製品を無償で修理したり、回収などを行うことをリコールといいます。自動車のリコール制度が有名ですが、最近では、自動車のほかに、家電製品や食品、化粧品などがその対象となっています。

リコールの重要性！

リコールされた身の回り品による火災や重大事故は年間100件以上も発生しています。事故は尊い人命や財産を奪うことにもなりかねません。事故にあわないために、リコール情報を確認しておきましょう。

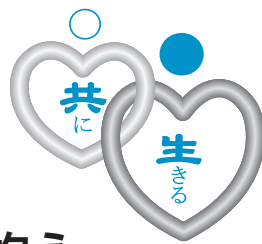
リコール情報はどこで見られるの？

- ・新聞の社告、折り込みチラシ、店頭のポスター等に掲載されることがあります。
- ・商品を購入した際にメーカーへ連絡先を登録したり、販売店の会員になることで通知が届く体制を整えている事業者もあります。
- ・消費者庁ではリコール情報サイトを開設し、会員登録すると情報をメールでお知らせしています。

◇消費者庁リコール情報サイト [HTTP://WWW.RECALL.GO.JP/](http://www.recall.go.jp/)

※お使いの製品がリコール対象商品だった場合には、すぐに使用を中止し、事業者に連絡しましょう。

相談窓口 おかしいな、困ったなと思ったら、消費生活相談室にご相談ください。☎ 22-6965



ひとりで抱え こまないでください ～犯罪被害者への支援～

犯罪被害者の現状

昨今、殺人などの凶悪犯罪や窃盗、傷害、性犯罪、交通事故など多数の犯罪・事件が後を絶ちません。

ある日突然、自分の意思とは無関係に、誰もが犯罪被害者や、その家族となる可能性があります。

犯罪被害者（家族を含む）が受ける被害は、命を奪われる（家族を失う）、けがをする、物を盗まれるなどの直接的な被害だけではなく、

次のような被害後に生じる様々な問題にも苦しめられています。

- ① 事件にあったことによる精神的ショックや身体の不調
- ② 医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮
- ③ 捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担

- ④ 「落ち度があったから被害にあった」というような周囲の人々の無責任なうわさ話や中傷、マスコミの取材、報道によるプライバシーの侵害、ストレス、不快感
- ⑤ 加害者からの報復や不誠実な言動による更なる被害

- ⑥ 子どもが親の後をいつもついできて離れない

犯罪被害による心身の影響

犯罪の被害を受けた後は、一種のショック状態が続くことが多くあります。これは異常なことではなく、突然大きなショックを受けた後では誰にも起こり得ることです。

被害による心身への影響の例には、次のようなものがあります。

- ① 人ごみが怖くて外に出られず、自宅に引きこもる
- ② 事件が起こったのは自分が全て悪いのだと思ひ込み、自分を責める
- ③ 何でもないので涙が出るなど感情がコントロールできない
- ④ 自分が受けた被害をまるで他人事のように淡々と語る
- ⑤ 特定の日（事件等と関連のある日など）になると不安になる

社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない

このような深刻な被害にもかかわらず、犯罪被害者等は周囲との接触をためらったり、その取り巻く状況を理解されず、社会から孤立してしまう事例が見受けられます。犯罪被害者が受けた被害の軽減、回復には周囲の人の理解や共感、配慮、協力が大切

です。地域社会において、犯罪被害者が受けた痛み、命の大切さ、支援の必要性などに理解が深まれば、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さないまちづくり」に向けた機運が醸成され、ひいては「安全で安心して暮らせる地域社会」の実現にも大きく役立つものと言えます。

ひとりで抱えなくて相談窓口へ

犯罪被害等を受けた直後の被害者や遺族は混乱や精神的ショックなどにより、自ら援助を求めることができない場合もあります。

身近な人が被害にあった場合には、被害者の気持ちを暖かく受けとめ、責めたり、無理に励ましたりすることを避けましょう。そして、相談を受けた場合は、専門の相談機関があることを伝え、早めにつなぐことが大切です。

犯罪被害者相談窓口

人権推進室

平日 8時30分～17時15分
022-777-36

広島被害者支援センター

月曜、水曜、木曜、土曜
10時～16時

広島県警察（警察安全相談電話）
平日 8時30分～17時15分
082-2228-9110
広島県犯罪被害者等支援総合窓口（環境県民局県民活動課）
平日 8時30分～12時
13時～17時15分
082-513-5255

「働く女性応援研修会」に参加しませんか？

女性の経験や感性は、企業の活性化にとっても重要です。子育てと仕事を両立する方法が学べる研修会の受講生を募集します。

応募要件 現在就業中（産育休中を含む）で、現在又は将来、子育てと仕事の両立を考えている女性

場所 広島・福山・東広島会場

研修期間 2日間（9月～2月までの期間内で各会場で異なる）

時間 10時～17時（福山会場は10時30分～）

定員 30～50人

受講料 無料

その他 無料託児サービス有り（6か月～就学前まで）

申込方法 所定の申込書（人権センター備付または、財団HPからダウンロード）により（公財）広島県男女共同参画財団まで、郵送、FAX、またはメールでお申込ください。

問い合わせ 公益財団法人広島県男女共同参画財団

☎ 082-242-5262 FAX 082-240-5441

Eメール essor@essor.or.jp

HPアドレス <http://www.essor.or.jp/>

